



ハッピーごまちゃん®

やしお

平成30年
(2018年)
5月号
毎月10日発行



●発行/八潮市 ●編集/秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp



左のQRコードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。



校長先生のあいさつの様子

入学式 -八幡小学校-

4月9日(月)に市内の小学校10校、中学校5校で入学式が行われ、小学生705人、中学生698人がそれぞれ入学しました。
各小学校では、「1年生を迎える会」が行われ、また、初めて食べる学校給食として、「1ねんせいとくべつメニュー」が提供されるなど、新たな学校生活がスタートしています。

問学務課 ☎3558

新1年生 学校生活がスタートしました



先生の呼名に手を上げて返事をする新1年生



6年生による歓迎(校歌の合唱)

1ねんせいとくべつメニュー (4月18日)



おむすび(チキンピラフ)、てりやきハンバーグ、ほしがたポテト、かにたまロール、ブロッコリー、乳酸菌飲料



3年生による1輪車、竹馬遊び



1年生を迎える会 -潮止小学校-



1年生による合唱

市の人口と世帯数

平成30年(2018年)4月1日現在	
前月比	
人口	89,212人 (+98人)
男	46,354人 (+64人)
女	42,858人 (+34人)
世帯	41,243世帯 (+217世帯)

今月の主な内容

新庁舎および新スポーツ施設の整備に関する基本構想を策定	2	おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集	6~9
介護保険料の改定/国民健康保険税の改正	3	子育て情報コーナー/保健センターからのお知らせ	10
高齢者在宅福祉生活支援サービス/コミュニティ・スクール	4	各種無料相談/840伝言板	11
民生委員・児童委員/八潮らしい街並み景観形成支援補助制度	5	「やしお枝豆まつり」開催/やしお八つの野菜de健康レシピ/ゴミゼロ運動/いきいきやしお写真館	12

詐欺に注意しましょう [振り込め詐欺被害防止合言葉] ▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

新庁舎および新スポーツ施設の整備に関する基本構想を策定

市役所庁舎（本庁舎棟・議会議棟・別館庁舎棟）と文化スポーツセンターは、耐震診断調査の結果、震度6、7の大地震が発生した場合、建物の倒壊または崩壊の危険性が指摘されました。

市では、公共施設マネジメントの取り組みにおいて、両施設の建て替えを優先的に取り組む事業として位置付け、検討を進めています。この度、整備にあたっての基本的な事項を定める基本構想を策定しましたので、その概要についてお知らせします。

問アセットマネジメント推進課 ☎845

施設建設までの流れ

現在、「基本構想」の段階です。

基本構想

基本的な考え方を整理した

基本計画

具体的な考え方を整理し、その後の基本設計に反映すべき事項となるもの

基本設計

平面・立面・断面などの基本的な図面としてまとめたもの

実施設計

工事を行うために、材料・寸法・数量・費用・建物物のデザインなどを詳細な図面積算としてまとめたもの

建設工事

庁舎建設基本構想

新庁舎の考え方

「これからのあるべき姿」として、基本理念と5つの基本方針をまとめました。

基本理念

「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本とし、「住みやすさナンバー1のまち八潮」を実現するための拠点とする。

基本方針

I 市民の利便性が高く、共生・協働の場となる庁舎

II 市民サービスにおける機能性、効率性の高い庁舎

III ユニバーサルデザインに対応し、来庁者が安心して利用できる庁舎

IV 市民が集い、共に活動できる場としての庁舎

V まちづくりや災害時の拠点となる、安全・安心な庁舎

VI 防災拠点にふさわしい庁舎

VII 多機能で、みんなの集いや交流の場となる庁舎

VIII 地震、水害などの災害に強い庁舎

IX 機能的で働きやすく、環境にやさしい庁舎

○ 効率が良い動線を確保した庁舎

○ 再生可能エネルギー（※）の利用など環境負荷に配慮した庁舎

※再生可能エネルギー：太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せずに利用することができるエネルギーのこと

○ 自然環境を活かし、省エネルギーを実現する庁舎

IV 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎

○ 効率的・経済的な庁舎

○ 高度情報化や多様なニーズなどに柔軟に対応できる庁舎

V 八潮らしさが感じられる庁舎

○ 八潮らしいデザイン性・シンボル性など、魅力のある庁舎

○ 市民サービス機能

① 市民サービス機能
来庁者などの利便性・効率性を高める窓口体制や安全・安心に利用できる庁舎機能などを検討します。

② 共生・協働機能
市民同士の交流の場、集いの場の整備や市の魅力など情報発信の場の整備を図ります。

③ 防災拠点機能
防災中核拠点とするために、各種機能の強化や災害対策本部としての防災情報ネットワーク

④ 行政執務機能
効率のかつ円滑な事務処理への対応や良好な執務環境の維持などについて検討します。

⑤ 議会機能
議会機能が十分に発揮できる環境の整備を図ります。

⑥ 環境に配慮した機能
省資源・省エネルギー施設・設備の導入の検討や、良好な景観形成を目指します。

⑦ その他機能
市のイメージ・魅力の向上を図るための取り組みを推進します。

⑧ その他、必要な機能
複合化・集約化を検討する機能および利便機能を含む民間施設については、今後の基本計画において検討します。

⑨ 新庁舎の建設場所
耐震性の早期確保および目指すべき都市構造・まちづくりの方向性の考えから、「現庁舎敷地を中心としたエリアが新庁舎の候補地として、現時点では望ましい」としています。

⑩ おおむねの規模、事業費
新庁舎の規模は、国の基準や他市の事例を参考に庁舎単体として延床面積1万123



新スポーツ施設整備基本構想

新スポーツ施設の考え方

新たなスポーツ施設の整備にあたり、基本理念と基本方針などをまとめました。

基本理念

スポーツによる 多世代の交流やふれあいを通じて 市民

民の健康づくりと人づくりを支える 安全で快適なスポーツ拠点の創造

基本方針

① スポーツの拠点施設としてふさわしい機能を有すること

○ 多種・多様なスポーツを楽しめることともに、トレーニングができる機能

○ 大規模な大会などが開催できる規模・量を備えた機能

○ 各種大会の開催などが円滑に行える、体育室や本部室などの諸室の機能

○ 観客席や駐車場の充実など、「みる」スポーツに対応できる機能

○ スポーツに関する情報などが収集・発信できる機能

② スポーツによる多世代の交流や人材の育成などが図られる機能を有すること

○ 誰もが気軽に体を動かし健康増進を図ることができる機能

○ スポーツの裾野を広げるための多様なスポーツ教室が開催できる機能

○ トップアスリートや指導者の育成ができる機能

○ 各種スポーツ団体などの活動が行える機能

③ 災害時に必要となる機能や、経済的かつ快適性の高い機能を有すること

○ 耐震性が高く、災害時の防災拠点として運営できる機能

○ 太陽光など自然エネルギーを生かした機能

○ ユニバーサルデザインに十分配慮した設備・サインなどの機能

建設候補地

市全体におけるまちづくりの考え方や整備にかかる費用負担が市の財政に与える影響などを踏まえて検討した結果「みどりの広場（※）およびその周辺が望ましい」としています。

※みどりの広場：やしお生涯学習館南側の広場

④ おおむねの規模
「八潮市公共施設マネジメント基本計画」において、スポーツ施設は人口の将来推計や年齢構成などを踏まえ、今後30年かけて1つの施設に集約することとしています。

また、市では、公共施設マネジメントにおける基本的な考え方として、「財政的な制約があるなかで適切な公共施設マネジメントを実現していくためには、総量の適正化を図り、適切な範囲内で総量を抑制することが重要であるため、集約する際は既存のスポーツ施設（文化スポーツセンター、エイトアリーナおよびゆまにて体育室）を合計した面積を基準として検討することとしています。

⑤ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑥ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑦ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑧ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑨ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑩ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑪ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑫ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑬ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑭ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑮ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。

⑯ 今年度具体的に検討する事項
新スポーツ施設の整備スケジュールについては、市の財政状況を踏まえ、庁舎の整備スケジュールを見据えながら検討します。



表1 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額(100円未満切り捨て)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	26,000円 (基準額×0.45)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,600円 (基準額×0.65)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	43,400円 (基準額×0.75)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

・老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
・合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。平成30年4月以降は、さらに「年金収入に係る所得額」(第1～第5段階のみ)と「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。

表1 税率等比較一覧表

課税区分	算定区分	改正前(H29)	改正後(H30)	標準保険税率※
医療給付費分	所得割率	6.6%	7.3%	6.74%
	資産割率	20.0%	廃止	—
	均等割額(1人当たり)	14,000円	28,000円	38,312円
	平等割額(1世帯当たり)	23,000円	廃止	—
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.6%	2.2%	2.24%
	均等割額(1人当たり)	11,000円	13,000円	12,691円
	課税限度額(1世帯の限度額)	14万円	19万円	19万円
介護納付金分(40歳から64歳までの方のみ)	所得割率	1.4%	2.0%	2.03%
	均等割額(1人当たり)	10,000円	10,000円	15,123円
	課税限度額(1世帯の限度額)	12万円	16万円	16万円

※標準保険税率は、県が示した八潮市の標準保険税率です。これは県が市町村ごとに毎年算定する医療費水準、年齢構成、所得水準などを考慮した国民健康保険税の標準的な税率です。

表3 国民健康保険税額の比較(モデルケース)

	モデル世帯の条件	改正前(H29)	改正後(H30)
例1	65歳単身世帯 年金収入220万円(所得100万円) 固定資産なし	109,600円	104,600円
例2	65歳夫婦の2人世帯 年金収入270万円(所得150万円) 固定資産なし	180,600円	193,100円
例3	40歳夫婦と子ども2人の4人世帯 給与収入約440万円(所得300万円) 固定資産税額5万円	435,900円	491,000円

詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

表1をもとに計算された国民健康保険税のモデルケースは表3のとおりです。

表2 軽減措置の対象

軽減割合	軽減判定基準所得額
7割	33万円以下
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数等)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数等)以下

一定の所得以下の世帯については、均等割額が表2のとおり軽減されます。

問 国保年金課 ☎ 834

介護保険料の改定

新たに策定された第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度から3年間)に基づき、安定した介護保険事業を行うため、介護保険料を改定しました。

65歳以上の方の介護保険料

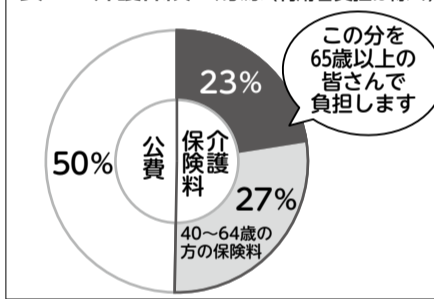
市では、介護サービスに係る費用をもとに「基準額」を算出し、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、表1のとおり10段階に分けて介護保険料

を設定しています。
※基準額：必要な介護サービスの総費用に65歳以上の方の負担分23パーセントをかけ、市内に住む65歳以上の方の人数で割った額
なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

介護保険の財源

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は表2のとおりです。

表2 介護保険の財源(利用者負担は除く)



主な改正点

- ① 医療給付費分の課税方式 医療給付費分において、固定資産税額に応じて課税される「資産割額」と、1世帯につき課税される「平等割額」がなくなり、所得金額に応じて課税される「所得割額」と、被保険者1人につき課税される「均等割額」のみになりました。
- ② 税率等(所得割率・均等割額) 介護納付金分の均等割額を除く、すべての所得割率および均等割額が変わりました。
- ③ 課税限度額 課税限度額は、医療給付費分が54万円、後期高齢者支援金等分が19万円、介護納付金分が16万円に変わりました。改正前の税率等との比較は表1のとおりです。
- ④ 税の軽減措置の拡充

国民健康保険税の改正

平成30年度から都道府県と市町村の共同運営による「国保の広域化」がスタートしたことに伴い、県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」や「標準保険税率」などを踏まえ、市における国民健康保険税を改正しました。

高齢者在宅福祉生活支援サービス

在宅の生活に支援が必要な高齢者と、その家族を支援する高齢者在宅福祉生活支援サービスについて、お知らせします。

緊急時通報システム

市内に住所を有する65歳以上で、一人暮らしで虚弱な方や、高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方など

緊急通報端末機およびペンダント型無線発信機を貸与し、急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行う。

救急医療情報キット配布

健康に不安があり、65歳以上で一人暮らしの方や、高齢者のみの世帯の方など

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行う。

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊の症状が見られる認知症高齢者を介護する同居家族

①発信装置による位置探索システム
②位置探索システムを活用し、徘徊高齢者の早期発見につなげる。

③毎月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用は利用者負担

見守りシール

家族などが登録した情報を携帯電話などで読み取れるQRコードが印字された見守り

シールを配布する。見守りシールを衣服などに貼り、高齢者が徘徊した場合に、発見者がQRコードを読み取ること

で、同居家族と発見者がインターネット上の伝言板を通じて連絡を取り合う。
無料※伝言板への通信にかかる費用などは利用者負担



見守りシール見本

家具転倒防止器具等取付サービス

①次のすべてに該当する世帯
・市内に住所を有し、生計中心者の平成30年度の住民税が非課税

・家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯
・次の①～④のいずれかで構成される世帯
①65歳以上の方
②身体障害者手帳1～3級を有する方
③療育手帳A～Bを有する方
④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方

※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課(☎428)へご相談ください。

⑤地震などによって家具が転倒することを防ぐため、家具の転倒防止器具などの取り付

配食・安否確認サービス

市内に住所を有する65歳以上で、安否の確認が必要で日常的に食事の用意が困難であり、次のいずれかに該当する方

①一人暮らしの方
②高齢者のみの世帯など
③昼食または夕食のいずれかを自宅へ届けるとともに、利用者の安否の確認。
1週間に最大6回まで(利用者の状況により回数を決定)

食事内容
普通食に加え、病気療養中等などで、栄養価の調整が必要など方にはカロリーや塩分を調整した食事を配食する
費1食350円

紙おむつの給付サービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方など

①毎月中旬に、必要とする紙おむつ1種類を決められた枚数分自宅へ届ける。
費無料

寝具クリーニングサービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方(寝具の手入れができる方が同居の場合は対象外)

①寝具の乾燥殺菌(4月・10月)および丸洗い殺菌(7月・1月)
費無料

訪問美容サービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方
①理容師または美容師が自宅を訪問し、カットなどのサービスを提供。
費無料

高齢者居室等整備資金融資制度

市内に引き続き2年以上住所を有する方で、60歳以上の親族と同居している方など
①居室、浴室、トイレなどの増改築または改造工事をするために必要な資金の融資。

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

①転居後の住宅に係る賃貸借契約の開始日から2年以内で、次のすべてに該当する世帯
①民間賃貸住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
②市内に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯
③生計中心者の当該年度分の住民税が非課税
④生活保護を受けていない世帯
⑤民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃

の差額3万円を限度に助成。
☎長寿介護課 ☎448

日常生活用具給付等サービス

市内に住所を有する65歳以上で一人暮らしの方など
①火災警報器、電磁調理器などの給付または貸与。
②所得税課税状況により無料(全額負担の7階層)

介護マークの配布

①認知症高齢者や要介護者などの介護をしている方
②介護者が公衆トイレに付き添うときや、男性介護者が女性用衣服を購入するときなどに、介護中であることを周囲に理解してもらうために「介護マーク」を配布。
費無料



介護マーク

これらは、在宅で生活している方へのサービスです。病院に入院中の方や介護保険施設などに入所中の方は利用できません。
各種サービスの申し込みや詳しい内容は、長寿介護課へお問い合わせください。

コミュニティ・スクール

平成30年度から、市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、地域とともにある「コミュニティ・スクール」が始まります。
☎学務課 ☎378

コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のことを「コミュニティ・スクール」といいます。

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「教育委員会は、学校ごとに学校運営協議会を設置すること」が努力義務化されたことから、本市でも平成30年度から導入することになりました。

学校運営協議会

保護者や地域の方々が委員となり、学校の運営方針やさまざまな課題を協議する機関です。

本市では、委員の人数を10人以上と定め、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命します。
※より一層、地域とともにある学校づくりを進めるため、これまでの「学校評議員制度」から「学校運営協議会制度」へと変更になります。

学校運営協議会の主な役割

○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
○学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる。
○教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる(ただし、個人を特

定した意見を除く)。

コミュニティ・スクール導入の効果など

保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映させることができます。

また、自分たちの力で学校をより良いものにしていくという当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができます。コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効な手段となります。

学校運営協議会は、原則公開となります。日程などについては、各学校のホームページをご覧になるか、各学校にお問い合わせください。



学校運営協議会の様子

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関とのパイプ役を果たすなど地域の頼れる存在です。より多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

問 社会福祉課 ☎316

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法によって定められ、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法に基づき「児童委員」を兼ねて活動しています。市内では、3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、現在17人の委員が活動しています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の本質は、信頼関係を基礎に成立する、地域福祉を担う「行政委嘱ボランティア」と呼ばれるものです。

民生委員活動の一例



高齢者などのお住まいを訪問するなどして見守りをします。

いつもと様子が違って元気がないな、心配だな。



気になることがあったら、市役所などの関係機関に連絡します。



民生委員・児童委員は、問題解決の専門家ではありませんが、地域の皆さんと同じ立場で相談を受け、問題解決に向けて適切な機関へつなぐ重要な地域のパイプ役として働いています。

安心・安全に生活できる地域を目指し、近年増加している一人暮らし高齢者の見守りや児童への声かけなど、地域に根ざした活動を行っています。

相談したいとき

民生委員には、住所により担当地区が定められていますので、社会福祉課へお問い合わせください。

身近な民生委員へご相談を！



八潮市八条地区民生委員・児童委員協議会
会長 大久保 誠さん

●活動状況について教えてください。

一人暮らし高齢者の見守りや、地域の皆さんの悩みについて相談を受けています。児童虐待、青少年問題などさまざまなことに対して必要な支援が受けられるよう関係機関との連絡調整を行っています。

また、ふれあいサロンや、やしお市民まつり、高齢者と障がい者のスポーツの祭典などにも積極的に参加しています。

●活動を振り返って印象に残っている出来事はありますか。

私が見守りをしている方が、夜間、外出をした時、ご自宅がわからなくなり帰れなくなりました。警察に保護されご自宅に送ってもらったものの、家の鍵をどこへしまったか忘れて

また、民生委員は守秘義務があります。相談内容などが他に漏れることはありません

ので、安心して、気軽にご相談ください。

●活動時に心がけていることはありますか。

見守りなどの活動時に、相手の方に対し常に優しく、思いやりを持ってお声がけすることを心がけています。

また、普段の何気ない会話から、火の取り扱いや詐欺被害の防止まで分かりやすくお伝えするようにしています。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。

地域の民生委員として、高齢者や障がいのある方、子どもたちなどに関わらず、皆さんが不安や困ったことがあったとき、ご相談していただければお手伝いできることがたくさんあります。私たちは、町会や市役所、社会福祉協議会などと連携して活動をしています。さらに多くの地域の皆さんのご協力もいただきながら、活動を充実していきたいと思っています。

八潮らしい街並み景観 形成支援補助制度について

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

問 都市計画課 ☎346

■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき、新築工事を行う個人住宅

■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

■対象工事

○「家づくり補助基準」に適合(全20項目)

○一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備

○敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満

○請負金額が1000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

■補助金額・補助件数
100万円(1件分)

※対象工事が決定次第締め切り

■申込資格

○申込日現在、市に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方

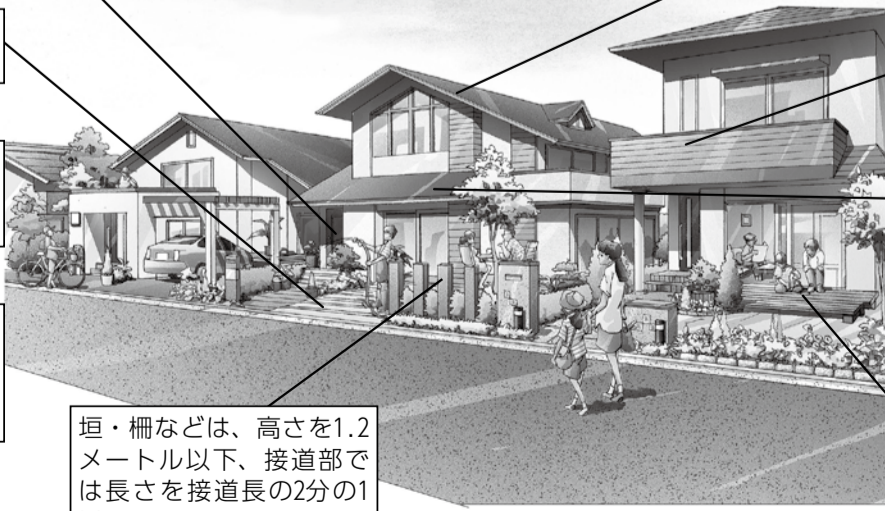
○補助金の交付決定前に、工事を着手していない方

○工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方など

■申込方法

12月7日までに、所定の申請用紙(都市計画課または市ホームページで入手)などを

◆家づくり補助基準の主な具体例



玄関には、庇や軒下の空間を設け、鉢植えなどを配置する。

舗装材の素材などに配慮する。

通りから見える箇所には、中高木を植える。

屋外設備(室外機)などを通りから見えにくい箇所に設置する。

垣・柵などは、高さを1.2メートル以下、接道部では長さを接道長の2分の1以下とする。

屋根は、街並みの連続性を感じさせる切妻や器棟などの傾斜屋根とする。

道路に面した外壁には見附面積の20パーセント以上に自然素材を用いる。

住宅のアクセントとして、道路に面した1階部分に軒先または庇を設ける。

縁側やテラスなどを設置する。

都市計画課窓口へ(郵送不可) ※家づくり補助基準や申込資格など、詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

おしらせHOTコーナー 案内

おしらせHOTコーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

案内

会議の開催

●第1回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
お苑運営委員会の傍聴
日5月16日(水) 午後1時30分～3時
場別館B会議室
●八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会平成29年度事業報告について
定10人(当日先着順)
問長寿介護課 ☎447

●八潮市立保健センター運営委員会の傍聴
日5月29日(火) 午後1時30分～2時30分
場保健センター
●平成29年度保健センター事業実績報告・平成30年度保健センター事業計画について
定5人(当日先着順)
問健康増進課 ☎3381

コンビニ交付サービスの一時利用停止

システムメンテナンス作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。
日6月10日(日) 午後6時～11時
問住民票・印鑑証明・戸籍関係Ⅱ市民課 ☎411、課税所得証明・非課税証明関係Ⅱ市民課 ☎206

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国同時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。
日5月16日(水) 午前11時頃
●防災行政無線チャイム▼これは、Jアラートのテストです(3回)▼こちらは、防災やしおです▼防災行政無線チャイム
※災害や天候などにより、試験放送を中止する場合があります。
問危機管理防災課 ☎305

平成30年工業統計調査

平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日時点で実施します。この調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査で、工業の実態を明らかにすることを目的としています。
調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地方行政施策のための基礎資料として活用されます。

不育症検査費用の助成

不育症検査費用の一部助成を開始します。
●次のすべてに該当する方▼医師に不育症と判断された方など▼申請時に法律上の婚姻をしている夫婦で、双方または一方が市内に住民登録がある方▼不育症検査開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦
●指定医療機関(都道府県などの長が指定する特定不妊治療を実施する医療機関)の医師または県が公表する助成対象医療機関の医師が必要と認める不育症のリスク因子の検査▼夫婦共に受けた検査または妻のみが受けた検査(医療保険適用、適用外を問わない)▼検査開始から終了まで1年以内に実施した検査
助成金額 2万円(千円未満切り捨て)を上限とし、夫婦1組につき1回まで
※助成金申請の必要書類などについて、詳しくは、保健センターへお問い合わせください。
問保健センター ☎995・3381

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。
●次のすべてに該当する方▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前もしくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方▼市内で1年以上事業を営んでいる方▼期限の到来している市税を完納している方
限度額 1000万円(運転資金)
償還期間 10年以内(据え置き1年以内含む)
利率 1.2パーセント(平成30年4月現在)
信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助
保証人 個人は不要、法人は保証協会の定めるところによる
担保 必要に応じて求める
●事前に金融機関に相談のうえ、5月14日から平成31年1月31日までに、商工観光課(☎479)へ
※予算枠に達した場合は締め切り

防災行政無線テレホンサービス

0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金による支援を行います。
●次のすべてに該当する方
▼市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
▼申込日現在、市税の滞納がない方
▼他の制度による助成を受けていない方
▼平成31年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方
対象事業
●産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
●国際規格等認証取得事業
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得
●工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
●経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費
補助額
●産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額30万円)
●エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額10万円)
日5月14日から6月29日までに、商工観光課(☎384)へ
※予算枠に達した次第締め切り

振り込め詐欺に注意

振り込め詐欺の対処法として、留守番電話が有効です。お金の話が出たらそれは詐欺です。家族や警察に相談しましょう。
問交通防犯課 ☎397

5月31日は世界禁煙デー

タバコは個人の嗜好品ですが、がんや生活習慣病などさまざまな病気の危険因子であることが、科学的に証明されています。また、タバコの

総合相談の開催

日5月18日(金) 午後1時20分～4時
●弁護士による法律相談のみ電話予約制(5月16日(水) 午前9時～)
●八潮メセナ集会所
●日常生活の悩みごとなどについて、弁護士・税理士・行政相談委員・宅地建物取引士・行政書士・司法書士が相談内容別に対応
費無料
問秘書広報課 ☎373

災害時における相互応援に関する協定

4月18日(水)、八潮市と山梨県笛吹市は「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。この協定は、災害発生時に被災市だけでは十分な災害対応ができない場合、食料・飲料水や生活必需品の提供、救援活動および災害復興のための職員の派遣、被災住民の一時受け入れなどに関し、相互応援を迅速かつ円滑にすることにより、市民の安全を確保することを目的としています。今後も八潮市では、災害対策を強化するために、自治体や民間事業者などと災害協定の締結を積極的に進めていきます。
問危機管理防災課 ☎305

